

令和3年第1回

東紀州環境施設組合議会定例会会議録

令和3年12月27日（月）開会

令和3年12月27日（月）閉会

東紀州環境施設組合議会

令和3年第1回東紀州環境施設組合議会定例会会議録

日時 令和3年12月27日(月)午前10時

場所 尾鷲市立中央公民館 3階 講堂

○出席議員 9名

1番	三 鬼 和 昭 君	2番	南 靖 久 君
3番	山 本 洋 信 君	4番	大 橋 秀 行 君
5番	入 江 康 仁 君	6番	岡 村 哲 雄 君
7番	山 本 章 彦 君	8番	世 古 正 君
10番	野 田 純 志 君		

○欠席議員 1名

9番 庄 司 健 君

○説明のため出席した者

管 理 者	加 藤 千 速 君
副 管 理 者	河 上 敢 二 君
副 管 理 者	尾 上 壽 一 君
副 管 理 者	大 畑 覚 君
副 管 理 者	西 田 健 君
監 査 委 員	加 藤 克 英 君
会 計 管 理 者	平 山 始 君
事 務 局 長	福 屋 弘 樹 君
事 務 局 次 長	大 崎 弘 二 君
事 務 局 総 務 係 長	宮 本 拓 也 君
事 務 局 業 務 係 長	井 上 貴 義 君
事 務 局 主 任	阪 井 耕 平 君
尾 鷲 市 環 境 課 長	吉 澤 道 夫 君
熊 野 市 環 境 対 策 課 長	濱 中 拓 也 君
紀 北 町 環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜 君
御 浜 町 生 活 環 境 課 長	岡 田 織 謙 君
紀 宝 町 環 境 衛 生 課 長	芝 征 史 君

○議事日程

日程第1	仮議席の指定
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議員提出議案第3号 東紀州環境施設組合議会会議規則の一部改正について
日程第6	議案第18号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について
日程第7	議案第19号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について
日程第8	一般質問

午前 10時00分 開会

開 会

○議長（三鬼和昭君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を開会いたします。開会にあたり、管理者より挨拶があります。

管理者。

管理者の挨拶

○管理者（加藤千速君） 開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。本日、ここに令和3年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには年の瀬の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、広域ごみ処理施設整備事業につきましては、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画の策定に向け、各事業を進めており、現在、10月に実施いたしましたサウンディング型市場調査の結果概要につきまして、取りまとめたところでございますので定例会終了後に事務局から議員の皆さまにご説明させていただくこととしております。本定例会で提出いたします案件につきましては、人事案件の2議案でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三鬼和昭君） ありがとうございます。

午前 10時02分 開議

○議長（三鬼和昭君） これより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしております。事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

諸般の報告

○事務局長（福屋弘樹君） ご報告申し上げます。この度、紀北町におかれまして、町議会議員の役

員改選が行われ、あらためて、当組合議員が選出されました。ただいまから、紀北町議会選出の議員の皆さまをご紹介させていただきます。入江康仁議員でございます。岡村哲雄議員でございます。

続きまして、御浜町議会議員の任期満了により、この度、御浜町議会におきまして、あらためて当組合議員が選出されました。ただいまから、御浜町議会選出の議員の皆さまをご紹介させていただきます。山本章彦議員でございます。世古正議員でございます。

本日の欠席通告者は、所用のため、荘司議員が欠席でございます。

なお、お手元に議長報告及び本日の議事日程をお配りしておりますのでご確認の程よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（三鬼和昭君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事につきましては、お手元に配布の議事日程によりまして、執り進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（三鬼和昭君） 続きまして、日程第2、議席の指定を行います。会議規則第3条第1項の規定により、議席は、現在の仮議席を議長において指定いたします。議席の番号と氏名を事務局をして朗読いたさせます。

事務局長。

（議席番号及び氏名朗読）

○事務局長（福屋弘樹君） 朗読いたします。1番、三鬼和昭議員、2番、南靖久議員、3番、山本洋信議員、4番、大橋秀行議員、5番、入江康仁議員、6番、岡村哲雄議員、7番、山本章彦議員、8番、世古正議員、9番、荘司健議員、10番、野田純志議員、以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしましたので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より議員名簿と席次表を配布いたさせます。

（議員名簿及び席次表を配布）

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（三鬼和昭君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において、6番、岡村哲雄議員、8番、世古正議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日限りとするこ

に決しました。

日程第5 議員提出議案第3号 東紀州環境施設組合議会会議規則の一部改正について

○議長（三鬼和昭君） 次に、日程第5、議員提出議案第3号、東紀州環境施設組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局長をして、議案の朗読をいただきます。

事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

○議長（三鬼和昭君） ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますがこれに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） ご異議なしと認めます。これより議員提出議案第3号を採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（三鬼和昭君） 挙手全員、挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第6、議案第18号、東紀州環境施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。事務局長をしてお手元の議案を朗読いただきます。

事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

○議長（三鬼和昭君） 管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） 議案第18号、東紀州環境施設組合監査委員の選任について、提案理由をご説明申しあげます。議案書1ページをご覧ください。本案は、紀北町監査委員で紀北広域連合の監査委員も務めておられます加藤克英氏を本組合監査委員に選任いたしたく、東紀州環境施設組規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（三鬼和昭君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。本案は人事案件ですので、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（三鬼和昭君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。議案第18号、東紀州環境施設組合監査委員の選任について、原案のとおり、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(三鬼和昭君) 挙手全員、挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり、同意することに決しました。ここで、加藤監査委員の入場を求めます。

(監査委員 加藤克英君 入場・着席)

○議長(三鬼和昭君) 後ほどご挨拶をいただきます。

日程第7 議案第19号 東紀州環境施設組合監査委員の選任について

○議長(三鬼和昭君) 次に日程第7、議案第19号、東紀州環境施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。それでは、地方自治法第117条の規定により、山本章彦議員の退席を求めます。

(7番 山本章彦議員 退席)

○議長(三鬼和昭君) 事務局長をしてお手元の議案を朗読いたさせます。
事務局長。

(事務局長 福屋弘樹君 議案朗読)

○議長(三鬼和昭君) 管理者に提案理由の説明を求めます。
管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○管理者(加藤千速君) 議案第19号、東紀州環境施設組合監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。2ページをご覧ください。本案は、組合議員のうち御浜町議会選出議員であります山本章彦氏を本組合監査委員に選任いたしたく、東紀州環境施設組規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めます。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三鬼和昭君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(三鬼和昭君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。本案は人事案件ですので、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(三鬼和昭君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決を行います。議案第18号、東紀州環境施設組合監査委員の選任について、原案のとおり、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(三鬼和昭君) 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり、同意することに決しました。ここで、山本章彦議員の入場を求めます。

(山本章彦議員 入場・着席)

○議長(三鬼和昭君) それでは、ここで時間をいただきまして、選任に同意されました監査委員の加藤克英氏及び山本章彦氏から就任のご挨拶をお願いいたします。
最初に加藤克英氏。

(監査委員 加藤克英君 登壇)

○監査委員(加藤克英君) それでは、一言ご挨拶申し上げます。この度、東紀州環境施設組合の監

査委員としてご選任をいただきました紀北町の加藤克英でございます。微力ではありますがこれまでの経験を生かさせていただき、誠心誠意、職務を全うする所存でございます。皆さま方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申しあげ、甚だ簡単ではございますが私の就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三鬼和昭君） ありがとうございます。続きまして、山本章彦議員からご挨拶をお願いいたします。

（監査委員 山本章彦君 登壇）

○監査委員（山本章彦君） ただいま、東紀州環境施設組合議会選出の監査委員として、再びご選任をいただきました御浜町議会の山本章彦でございます。あらためて職務の重要性を認識し、加藤監査委員と共に全力をあげて職務に取り組んでまいりますので、皆さま方の温かいご理解とご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（三鬼和昭君） ありがとうございます。

日程第8 一般質問

8番 世古 正 君

1. 施設整備の基本方針について

○議長（三鬼和昭君） 次に日程第8、一般質問を行います。ここで質問表を配布いたします。

（事務局より質問表を配布）

なお、本人より、初めてということもあり、自分の発言について、録音を申し出ておりますので許可いたしたいと思えます。一般質問について、少し説明をさせていただきます。質問者の質問時間は、質問、答弁を含め、1時間という時間制限の申し合わせがありますので念のため、お知らせいたします。

なお、今回の一般質問につきましては、壇上で質問のすべてを一括でしていただき、一括答弁を求めます。その後、自席にて、一問一答方式で詳細について質問をしていただくことになっております。また、残り時間が10分及び5分になると合図をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは質問を許可します。8番、世古正議員。

（8番 世古 正議員 登壇）

○8番（世古正君） それでは一般質問を行わせていただきたいと思います。御浜町選出議員の世古でございます。今回、議会の改選によって初めて組合議会に出席をさせていただきました。管理者をはじめ、議員の皆さまにおかれましてはよろしくお願いをいたしたいと思えます。それでは、施設整備の基本方針について6点にわたって管理者の簡潔な答弁を求めるものであります。まず第1点目は、施設整備周辺や地元の皆さんの理解や合意について、お尋ねをいたします。施設整備を進めようとするればまず、第1番目に施設周辺や地元の合意をとりつけることは何よりも優先的に行わなければなりません。ごみ処理施設をつくろうとすれば建設予定地周辺の地元の皆さんの不安や心配が当然出てまいります。また、周辺の土地の評価にも影響が出ますが現状どのような状況になっているのかお尋ねをいたします。また以前、御浜町議会の議員に周辺地権者の思いを届けていただく機会がありましたがその後、問題の解決はきちっと図られたのか報告を求めるものであります。

次に2点目につきまして、構成市町の住民説明の具体的な方針について、お尋ねをいたします。ごみ処理施設の建設や運転についての経費は、各自治体負担が当然ついてきますが広域で運営するだけにいったん決まった事の修正は大変な労力を要することになります。基本計画スケジュールを見てもパブリックコメントの意見集約が来年の12月、住民説明会が2023年7月からとなっていますがこの流れですでに重要な計画は、ほぼ決まってしまうと思います。計画段階での関係市町の住民の理解や住民の声を施設整備計画に反映させるためにも各市町での住民説明会を開催すべきでないのか管理者の見解をお尋ねするものであります。

3点目であります。公害防止協定の締結の考え方について、お尋ねをいたします。スケジュール表を見れば2022年から本格的な環境影響調査の各スケジュールが組まれておりますが施設整備の基本方針として、環境に配慮した安心安全、地域と調和した施設整備を掲げられておりますが、しかし、スケジュール表を見ても地元自治会との公害防止協定の締結が盛り込まれていないように思えますが他市町も含めて地元自治会や近隣住民との公害防止協定を結ぶことについて、管理者としてはどのような見解をお持ちなのかお尋ねをするものであります。

4点目のプラスチック資源循環法による組合としての見解をお尋ねをいたします。本年6月、プラスチック資源循環法が成立をし、1年以内の施行となりました。本法律制定理由は、海洋プラスチック問題、燃料としてのプラスチック燃焼による温暖化問題、海外へのプラスチックごみの輸出禁止、これらを前提としてプラスチックの削減と資源化を進めようというものであります。当然、構成市町の各自治体におけるごみ処理施策と計画の見直しが行われるものと思いますが徹底したプラスチックごみの分別をこれまで以上に強化することが求められると思います。このように徹底したごみの減量化が図られれば各市町のごみ排出量やごみの質の変化も起こってまいります。広域施設組合としても当然、これらの法律制定後に対策と対応が求められますが管理者の答弁を求めるものであります。

5点目にCO₂削減2030年戦略について、お尋ねをいたします。近年の異常気象は、地球規模で起こっており、気候変動対策は、まったなしの取り組みであります。パリ協定では2030年までに地球の平均気温上昇を1.5℃未満に抑えるために2030年までに45%以上、2050年までに実質ゼロにCO₂削減が求められております。大幅な焼却ごみの削減をしなければ目標達成ができません。今が最後のチャンスとも言われております。このまま放置をすれば気温上昇のコントロールができなくなるとも言われている中で処理施設整備計画であります。構成市町の協力もいただきながら再度、今後の施設整備計画の見直しと規模の縮小の検討を求めますが管理者の答弁を求めるものであります。

最後6点目、構成市町のごみ減量計画と人口減に基づく施設規模についてお尋ねをいたします。東紀州地域の高齢化が急速に進んでおり、人口減少も進んでおります。このような中で各構成市町は、自主的に法規制による対策と温暖化防止の対策は講じられると思いますが各市町の計画を受けて施設規模は変更されると考えますが管理者はいかがお考えなのかお尋ねをするものであります。

以上6点を演壇からの質問として、あと再質問は自席にて行いたいと思いますのでよろしくお願いを申しあげます。

○議長（三鬼和昭君） 執行部の答弁を求めます。管理者。

○管理者（加藤千速君） それでは、世古議員の一般質問にお答えいたします。まず、地域周辺や地元の皆さんの理解や合意についてであります。まず、尾鷲市におきましては、矢浜自治会、矢浜

公害対策協議会、向井自治会、現市営野球場周辺関係者のほか、本年11月には、市内14ヶ所において市民懇談会も実施し、ごみ処理広域化についての概要を説明しております。事務組合といたしましても、市営野球場周辺関係者の方々に、事業の進捗状況を説明しているところでございます。

なお、今月には、組合公式ホームページを開設して、事業の進捗状況や組合情報等の掲載を行っているところであります。私といたしましては、広域ごみ処理施設については、大半の方にご理解をいただいていると思っておりますが、中にはご理解をいただけない方もいらっしゃると思いますので、今後も引き続き、地域住民の皆さまが安心できるよう、丁寧な説明や報告を行い、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、構成市町の住民説明の具体的な方針についてであります。現在、当組合ではごみ処理施設整備基本計画策定に向けて事業を進めているところでございます。この施設整備基本計画は、ごみ処理方式の選定、余熱利用計画、施設配置計画、環境保全目標の設定などといった、特に重要な項目につきまして検討をしていくものでございます。スケジュールでは、まず、令和4年4月頃には、施設整備基本計画の素案が策定される予定でございますので、5月から6月頃に構成市町の住民の皆さまを対象とした住民説明会を建設予定地である尾鷲市で開催したいと考えております。

ご提案の各市町での開催につきましては、構成市町からのご要望やご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に公害防止協定の締結の考えについてであります。今回の施設整備につきましては、大気汚染防止法や騒音規制法、振動規制法などの各種法令基準を遵守し、近年の技術向上などを踏まえた、より厳しい自主基準値を設定するなど安全安心な施設整備を行ってまいります。公害防止協定につきましては、地域住民の皆さまと協議して検討していくものと考えております。

4番目に、プラスチック資源循環法成立による組合としての見解につきましては、後ほど事務局長の方から答弁させます。

次に、CO₂削減の2030年戦略についてであります。国においては2030年目標に向けた取り組みの設定を行っており、とりわけCO₂の削減にあたっては環境、エネルギー面と様々な角度から検討がなされております。当組合におきましても、ごみ処理施設から発生する余熱の利用あるいは発電など、エネルギー回収、省エネにつきまして、廃棄物処理における温室効果ガスの排出抑制に努めていくこととなります。具体的な設備の方針等は、現時点で定まっておきませんので、CO₂の削減につきましては、大変重要な案件であり、エネルギーの回収方法を含め、施設の整備計画において検討する中で、エネルギー回収率など、今後、お示しできるものと考えております。

次に、構成市町のゴミ減量化計画と人口減に基づく施設規模についてであります。まず、構成市町のごみ減量の計画につきましては、各市町の施策において、様々なごみ減量の計画がなされていると認識いたしております。また、広域ごみ処理施設整備基本構想における令和9年度の計画ごみ処理量は、年間19,076トンになり、人口は、58,659人と予測しており、災害廃棄物を含む施設規模といたしましては、1日あたり71トンとしております。今後の人口推計で、人口減少が続き、将来のごみ量が減少してまいります。そのことを踏まえて、処理方式や余熱利用、管理運営などの検討を行っており、施設規模についても改めて、施設整備基本計画でお示しいたします。

以上、6点につきまして壇上からの回答とさせていただきます。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは4点目のプラスチック資源循環法成立による組合としての見解

について、お答えいたします。令和4年4月より施行が予定されているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律においては、地方公共団体の役割のひとつにその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされております。このことから、これまでも一般的に分別回収がなされているトレイ、スチロールといったもの以外のプラスチックごみも、今後の各市町の施策展開によって、資源ごみの対象として取り扱われる可能性があり、それらの状況も考慮した施設整備の計画を立てていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） それでは、順次、質問をさせていただきたいと思います。まず、第1番目の周辺の皆さんのご理解、また、地元の皆さんの理解の問題でありますけれども市内では随分説明会をされてきたと言われましたけれどもひとつには現在においても理解の得られない方々もおられるということでご説明をいただきましたけれどもこれらの方々に対する具体的にどのような手立てをとられているのか、どのような話し合いの場をもたれているのか具体的にご報告をお願いできますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ご理解をいただいていない方々については、対面でお話をお伺いしたりしながらですね、今のところは進めている次第でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） お話の中で、先ほども言われましたけれども最高水準の施設をつくるということでもありますけれどもやはりどうなるか分からない、何らかの被害が出た場合、どのようにされていくのかと言って補償をきちっとしますというお約束をそういう方々にできるのかどうか、また、差し止め訴訟なんかが起こる可能性があるのかどうか、その辺はどのように見ておられますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ご心配をされている方がございます。その辺のところをですね、今、こちらの方としてもどういう課題が残されているのかということもきちんとしながらですね、それぞれ詰めているところで、基本的には基本計画というものを今、作成中でして、その辺のところを十分配慮しながら、基本計画を立てるべく、鋭意準備をしておりますので、その辺のご心配されている部分につきましてもきちんとご説明できるような形に持っていきたいと。それでもし、補償の問題といった場合にはまた考えさせていただかなければならないとこのように思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 私も今回初めての議会参加ということでこれまでの詳しい流れというのは把握しきれていないですけれどもやはり、決して諸手を挙げて誘致を喜ばれる方はそんなにいないわけですけれども、それだけにやはり近隣の方、特に影響の及ぶ範囲の方々については本当に懇切丁寧な説明、誠意をつくした説明をですね、繰り返し行うことでご理解を求めよう努力をするということが何よりも重要だと。ここがゴーサインが出ないとですね、そういう声を無視したまま工事着工に運んでいけるのかどうか、非常に難しい問題だと私は思っているのですけれどもその辺はどのようにお考えですか。いろんな努力はされていると思いますけれどもさらに輪をかけて、これ以上の努力をしていただくということで問題の解決を図っていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） さきほども壇上でご説明させていただきましたように丁寧な説明がまず、

第一でありまして、報告も必要でございます。それでご理解をいただけるか否か。まず、やはり私、組合としましては、丁寧な説明、報告をきちんとやりながらご理解をいただけるように努力すると。まずそこからスタートしているところでございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） この問題の最後にしますけれども、やはり理解を示されない方の問題がどこにあるのかということをはっきりやはり掴んでいただくことが必要だと私も思っております。その方がもっておられる不安や疑問やまた、不満などをどこにあるのかということをはっきりと正確に掴むことによって解決の方向性が見いだせるのかなというふうに思いますのでやはり本当にしっかりと耳を傾けてそういう方々の声を聴いたうえで解決の方向性を探っていただきたいということを申しあげておきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 議員がおっしゃっていますように当然そういうご心配をされている方については、やはりどこに問題があるかということについてもご指摘もでございます。我々はそれに対して、どう対応すべきかということも含めて今、説明をさせていただいたり、先ほども申しましたように基本計画でもってどういう形になるのかということもきちんとお示ししなければならないと思っています。それを現在、策定中でございますのでその辺も含めて丁寧な説明をしていきたい、このように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 限られた時間ですので2つ目の問題に行きたいと思っております。構成市町の住民説明の問題でありますけれども最終的に計画が出来れば各市町の要請があれば検討はするということではありますけれどもまず、令和4年の計画策定段階では尾鷲市でやりますと、構成市町全体の説明会をね、じゃあ、紀宝町から来い、御浜町から来いということなんですかと。紀伊長島の端から来いということなんですかと。それで良いのかどうかと。やはり大きな財政負担を今後、住民は背負っていかねばならないわけですからそれだけに各市町の住民の皆さんにも決して無関心でおるわけではないんですね。まして、地球の温暖化やCO₂やプラスチックの問題が出てきたりする中で今回のごみ焼却施設がどういうものになっていくのかというのは多くの皆さんが関心をもっておられるということを考えればやはり最低限ですね、各市町を回っていただいて構成市町の議会もありますし、当然住民の皆さんも参加していただきながら説明していただくという手はずは是非とっていただきたいと思っておりますがいかがお考えですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほど壇上でご説明させていただきましたようにまずは建設予定地が尾鷲市になっているということで一番環境保全ということについては非常に大きな課題としてありますので建設予定地である尾鷲市で東紀州5市町の広域ごみの説明会をやるということが第一でございます。先ほども申しましたようにそういうご要望があれば我々は、できませんとは言っておりません。そういうご要望があれば検討させていただいて前向きに考えさせていただくと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 今の答弁をお聞きすると基本は尾鷲でやると。これは設置自治体ということもあってですね、地元ということもあって尾鷲でやると。このことは別に否定するわけではありませ

ん。ただ紀北町であれ、熊野であれ、御浜町であれ、紀宝町であれですね、やはり同等の対等の立場から財政負担もしていかなくてはならないということ考えた時にはやはり住民の皆さんの理解を今回の処理施設建設にあたって必要だということでは計画を組んで各市町を回って説明会を開いていただくと。要望があれば行きますという姿勢じゃなくて、各市町を回って一度は最低限、その声を反映させながら計画そのものを完成させていくと。そういう声を聞かないまま作ったものの説明会をされてもなかなか一旦作ったものを変えていくのは難しいですね、実際問題。そういう面では、計画策定をする、基本計画を組んでいく、その過程において、各市町の皆さんにこういう方向で行きたいんだと説明する中で皆さん方のご意見をしっかりと聞いたうえでそれを計画に反映させて多くの人たちが合意できる内容の基本計画を作っていたとということが大事ではないかと私は思っているんですけれどもそのための説明会を各市町で計画的にやっていただくことは決して無茶な要求では私はないと思いますのでご理解いただけないかなと。そのような方向で取り扱っていただけないかなと思うんですけれどもいかがでしょう。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほど申しましたようにこの基本計画の素案が大体4月頃に。あくまでも素案でございます。素案を作り上げますのでその素案が出来る時に尾鷲市で組合としての説明会を行うと。議員がおっしゃっていることも非常に理解できます。これについては検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 是非ですね。素案だからこそですね、いろんな計画変更が柔軟にできるんですね。一旦作り上げて確定したものを説明会を開いてもそこから大きく変えるのは非常に難しいと私は思っています。そういう面では素案の段階で皆さんの声を取り入れた形で基本計画を完成させていくという立場に立っていただきたいということではご検討いただくということですから是非前向きな検討と具体的な計画を作っていただきたいということを申しあげておきたいと思えます。

それでは3つ目の問題にいきたいと思えます。公害防止協定の考え方であります。自主基準をもってやるというのはどの全国のごみ清掃施設を見てもですね、やっぱり自主基準をきちっと設けているんですね。いろんな排出基準というのを設けてですね。それは法律の枠の中でどこまで抑えながらその目標を達成する施設にしていくかと、また運転にしていくかということで自主基準というのを設けておりますけれども同時にですね、そういう基準がきちっと守られているかどうかそういうことをチェックするためにもやっぱり公害防止協定を結びながら住民の皆さんの監視が届くようなシステムづくりをきちっと早くから考えていただきたいということで最低限地元、そして地元の自治会、また周辺住民の皆さんとの公害防止協定を是非結んでいただいて、いざとなったら皆さん不安があったらいつでもチェックできますよというシステムづくりをやっていただきたいということを申しあげたいですけれども再度いかがでしょうか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 正直申しましてですね、我々は、法律ということベースにしながらその基準値の中でそれ以下の自主基準を設けて施設整備を行おうとしているわけですね。きちんとそれは守らなければならない訳です。法律で定められたものだけを守っているのでは無しにやはり我々としてはそれ以下の自主基準というものを定めてそれが住民の皆さんへの安全安心だと思っている訳です。従いまして、公害防止協定につきましては壇上で申しあげましたとおり、地域の住民

の皆さまとの、やはり協議でもって検討するということについて、あらためてご回答申しあげたいと思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 汚水処理の問題、粉塵の問題、騒音の問題、臭気の問題、振動の問題、ダイオキシンの問題、水銀の問題、ごみを焼却する段階でのいろんな不安要素をたくさん抱えているんですね。当然、こういう場での答弁というのは自主基準に基づいてその範囲の中で運転できるように頑張ると、言われるのは当然のことなんですね。しかし、現実にはいろんな所でそういう基準を設けながらも基準値がいつの間にやら、ずれてしまってますね、周辺の皆さんからいろんな批判や不満が出てきているという状況もあるだけに、また設備が使えば使うほど傷んでくる訳ですから、当初の段階では出なくてもですね、何年か使ううちに老朽化してきた部分からのいろんな基準値をオーバーするような形になってしまう可能性も出てくるということではそれに気が付いて声をあげていただくためにもそういう地元住民との協定をちゃんと結ぶことによって住民の皆さんがいち早く気づいた人から声をあげていただくということで早期のチェックをしていくということにもつながると思いますので是非出さないという立場で頑張るんだということは、それはそれで結構ですけども万が一ということも考えた時にそういう協定をちゃんと結んで住民の皆さんに安心をしていただくということで取り組んでもらいたいと思います。もう一度だけご答弁願えますか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 我々はですね、特に環境保全ということに対して気をつけております。この新しい施設が基本的には20年、25年もちたいと、それに対する環境保全というのはずっと責務としてやっていかななくてはならない話なんですね。当然のことながら、我々としてはそういう責務がございます。環境保全、その中の具体的な自主基準を守る、その上に法律の基準値というものがあります。それをやっぱり努める義務というのは当然のことでございますし、先ほど議員がおっしゃったようにこの公害防止協定につきましてはですね、何度も申しあげますが地域の住民の皆さまと協議しながら検討していくというのが今の段階で申しあげられるご回答でございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） それでは、4番目の問題に移りたいと思います。プラスチック資源循環法による組合としての見解をお聞きいたしましたけれども施設はただ単に持ち込まれたものを焼却するだけの施設であってはならないと私も思うんですね。分別やプラスチックごみの仕分けそのものが各自自治体の責任においてしっかりとやっていただくと。今回は、新たな法律の中で硬質プラスチックも含めてですね、徹底した分別ということが求められております。しかし、そうはいうものを持ち込まれるごみのチェックの中で、そういうものが一定入り混じっている状況があった場合、組合としてどう対応するのかという問題が出てまいります。持ってきたものだからもう分別しているんだという前提でそのまま焼却炉にほり込むのか、一定きちっとチェックしていくのかその辺はいかががお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 当然、それぞれの市町の役割は何なのか。このごみ処理に対してですね。そして、広域ごみの組合としての役割は何なのか。これは、はっきり私はすみ分けるべきだと。その中でどうやってごみに対する環境保全等も含めて我々としては協調しながら関係5市町と組合との協調を図りながら環境保全というものに対する認識というものを高めていかななくてはならないと、

このように思っております。先ほど言った詳細につきましてはですね、私どもの事務局長の方から説明させます。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 広域として混入されてくるプラスチックへの対応は、構成市町の連携が大事だと思っておりますので連携して対応していきたいと考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） これが徹底されるかどうかはですね、やはり施設をどういう形のものにしていくかということにも大きく関わってくる訳ですね。現状は、全国の自治体でごみ発電をしている所なんかは、一定分別したものを再度混ぜてカロリー熱量を上げるために燃焼させているという残念な結果を招いている所もある訳ですね。しかし、これが本当に今回の法に基づいて各自治体が徹底して分別されるというようなことになった時に発電が可能かどうかということも当然関わってまいります。そういうことでは、施設規模やまた施設の形態も含めて、これが徹底されるかどうかによつてはですね、大きく変化してくるということを考えて時にやはり施設計画を、基本計画を進めて行くということの以前にですね、各市町のプラスチック循環法に基づき、また、地球温暖化防止法に基づき今回のいろんな改定によって示された課題を消化していく上でどこまでごみが減らせるのかということを見越して、また、プラスチックがどの程度まで分別されているのか、現状よりも、そういう中で施設の規模やら施設の機能の在り方というのは自ずと決まってくる可能性があるんじゃないかと。だから、これは、広域事務組合としても今後設計を組んだり、いろんな基本計画を組んでいくうえでどういう施設にするかを考える時にこのことがどうなるかによっては計画そのものが大きく変わってくるというふうに私は考えておりますのでね、まず、そこが優先してやらなければならないわけですから各市町がまだ6月にできた法律ですからそれに基づく具体的な取り組みというのはこれからの課題だというふうに私は考えております。すでにこれまでもこういう法律が無かっても御浜町なんかはプラスチックの分別回収は随分頑張ってやってきました。しかし、それでもやはり、多くのプラスチックごみが燃料ごみの中に紛れ込んでいるのは事実であります。これらを徹底してやっていくということになった場合、ごみの質の変化が大きく変わってくるということを考えて時に各市町の計画が出そろってですね、それに基づいて組合としての発電の在り方なりを具体化は決めていくという流れにならないと施設規模とまた施設の内容と国が求めて今回法律で改正される方向とは乖離が出てくる可能性があるんじゃないかと私は思うんですけれどもいかがお考えでしょうか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 国の法令についてはですね、きちんとそれを遵守しなければならない。これは当然のことでございます。そういった中で今回プラスチックの分別の話につきましてもやはりこれについては各市町の施策をきちんと決めておかなければならない、このように思っております。そんな中で組合としてどうするのか。あくまでも先ほど申しましたようにそれぞれの役割があつてそれをきちんと協調、連携していきながらどうやってごみ処理をスムーズにきちんと問題なくやっていくかということだと思いますのでその辺のところは十分、5市町と一緒に協調しながら考えていきたいと、このように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 次、5番目に移っていききたいと思います。地球温暖化の問題というのはこの地

域にとってもやはり集中豪雨や台風の発生の回数が増えてくるとかですね、地球規模でも異常な状態が続いておりますね。アメリカでも冬になってから大きなハリケーンが、竜巻がいくつも起こるとか、世界的にも異常気象だと言われている中でその大元になるのが地球温暖化だと。その温暖化を防ぐ道は何かというとCO₂の削減をいかに減らしていくかということが鍵になっているとも言われているわけですね。そんな中で新たなごみの減量計画は各市町で考えられておりますけれどもそれらを基にして計画全体の見直しをされるということはお考えになりませんか。今、立てられている計画は、ごみの量とかそういうものはどこを基準にしてごみの排出量を計算されているのか、そのごみの量に基づいてどの程度の規模が必要、燃焼規模として71トンと、日量71トンのごみ処理機能をもつというものを作ろうとしている訳ですけれどもこれはいつの基準に基づいてやられようとしているのか。それと合わせて今回のCO₂削減やプラスチック循環法の関係も考慮したうえでごみ量がどこまで減るのかと見越したうえでの規模設定にならないと、大幅にごみが減量されれば、過大な投資になってしまう訳ですね。そういう面では、スタートがどこに置かれてそのもとで今、作られている、私の手元にあるのは広域ごみ処理基本構想というこんな本しかない訳ですね。この中で見る限りは、やはりこれは新しい法律ができる以前に作られた基準なんですね。だから新しくできた法律を加味した中でごみの発生量をどう想定していくのかということ、これを考えたうえでの計画にならないといけないと思いますし、基本的には温室効果ガスは燃料ごみと排出量とは比例するんですね。だから燃やせば燃やすほどCO₂の発生というのは増えてくると。だからいかに燃やさない方向で、また燃やすものを小さくしていくことによってCO₂の発生を抑止していくということにしかならないと思うんですけれどもこれが唯一の解決の道だと私は思っているんですけれどもその基準値はどこに置かれてこの計画は立てられているのですか。教えてください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まず、今出来上がっているのは基本構想計画なんですね。ですから世古議員のお持ちの1日71トン処理するというのはそこに詳しく書いているとおりでございます。我々はそれを基準にしながら1日71トンをベースにしながら考えていかなければならない。しかし、先ほどおっしゃったようにいろんな検討をしなければならぬ問題がある訳なんですね。要するに処理方法をどうするのか、規模をどうするのか、場所をどうするのか今、そういうことも踏まえて検討して来年の4月頃にはきちんと基本計画の素案を作り上げていきたい、このように考えております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 何年の基準年度を基礎にして各市町のごみの排出量を計算されてそれで71トンという答えを出されているのですか。その基準年度だけ教えてください。

○議長（三鬼和昭君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 基準年度につきましては、平成30年度までの各市町の実績に基づいて推計しております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 3、4年前のお話ですね。だから、ごみの排出量は全国的には右肩下がりですと総量そのものは、やはりずっと下がってきている訳ですね。総量は下がってくるし、この地域も人口減はこの3年間でそれなりに減ってきている。高齢化が進めば消費も落ち込んでいく訳ですからごみの排出量も減ってくるというようなことを考えた時には基本計画をするうえではですね、

最新の情報に基づいたうえで少なくとも 2020 年の実績に基づいたうえでどういうものにしていくか立てないと必ずしも正確に近づけないというふうに私は思っています。だから、あらためて基準年度の平成 30 年度を前提としてこういう基本構想というのは組み立てられていますけれどもその辺は再度、見直しをかけながら実態に即した形で計画の見直しを図っていただきたいと思いますがそれはいかがですか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まずこの基本構想計画、これからスタートしている訳なんです。あくまでも構想なんです。これを実質的に基本計画に落とし込むにはまず、平成30年度は東紀州に何人の人口がいるんですかと。この人口がどうなるのかと。いろんな統計上の数字をもとにしながらですね、要するにそのごみ処理施設が機能する段階で大体どれくらいであろうかというようなことをきちんと定めています。これは令和9年となっていて1年延びましたけれどもこういう状況です。当然そういうこともやっていながら議員がおっしゃっているいろんな要素があると思います。それらを踏まえた中で冒頭に申しましたようにこの広域ごみ処理施設をどういう形で作り上げていくのかということについて4つの重要な項目を申しあげさせていただきました。それを基準にしながら今、順次進めているところでございます。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 基本構想は、あくまで構想であってこの資料を見ても令和30年には人口が半減しているんですね。構成市町の人口はですね。基本的には雑把に考えれば令和30年にはごみ量も半減していくというような状況が生まれているのではないかと。そういうことは本当に慎重な検討を重ねながら過大設備投資にならないものにしていかなければならないだろうと。過大になればなるだけそれは各市町の財政負担に皆つながっていく訳ですし、それは市民町民の財政負担にもつながるんだということでは是非、人口減の問題、そういうことも十分加味して各自治体で作られた計画をきちっと集計された中で新たなごみの排出量の想定をきちっとしていただくということで取り組んでいただきたいなというふうに思いますがそれでよろしいでしょうか。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まず、今回、東紀州5市町で広域ごみ処理施設を一緒になって作ろうという趣旨をご理解いただきたいと。我々としては5市町とも清掃工場は老朽化している訳なんです。それをきちんとした形の中でまず、環境保全というものをきちんと担保しながら当然無駄な投資とか過大な投資なんて全然考えておりません。いかにして投資コストを安くしながら運営コストをいかにして安くあがっていくか、これを基本的な考えのもとにこの広域ごみ処理施設というものを構築しようと考えておりますのでその辺のところは十分ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 私もごみ施設そのものを作るなという立場でものを言っているのではありません。やはり、実態に即して、また今の国際的な流れ、国の流れ、そして各市町の動向、そういうものを十分加味したうえで精査された中で施設規模とかですね、施設の内容については検討していただくということが必要だと。そのことによってコストの削減をしっかりと図っていく努力をするということを求めている訳ですね。そういう面で作る、作るなの議論をしている訳ではありません。ということは前提に置いておきたいと思えます。

次、6点目の最後の質問になります。構成市町のごみ減量化計画と人口減に基づく施設規模、こ

これは先ほどから議論していることとだぶってしまう部分があるんですけども高齢化が進めば進むほどごみの排出量との関連では総額は、やはり落ちてくるだろうということは想定されるんですね。合わせて分別が進めば進むほど焼却温度カロリーはどうしても下がってしまうと。そうなった時に法律を徹底すると管理者も言われている訳ですからまた、それ以上の厳しい基準でやるんだと言われている訳ですからそうなった時にごみ発電は可能だというふうに現段階で管理者はお考えかどうかこの1点だけ聞かせてください。

○議長（三鬼和昭君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 当然、今の状況で令和10年にごみ処理施設が完成した時にごみ処理量がどれくらいあるのかということはきちんと基準値を設けなければならないと。それが71トンなのか、それ以下なのか。令和9年が71トンで構想段階でありますので多少なりとも減るのではないかと。そういうことも含めて令和10年から令和30年まで基本的には20年間きちんと保持していこうというような話なんですね。おっしゃるようにごみ量が半減する、あるいは3分の2になった、そういったことを検討しながらどうやって運営コストを下げるのか。あるいは、その前の投資コストをどれだけ抑えるのかということは絶対に必要な話だと思います。その中で循環とかいろんな要素を捉えながらうまく効率良くやっていかなければならないというのが基本的な考え方でそれに基づいた形で今、基本計画を立案している状況であるということをご理解いただければと思っております。

○議長（三鬼和昭君） 8番、世古議員。

○8番（世古正君） 最後になりますが国のごみ処理施設の方針というのは非常に大規模施設をできるだけ作らせよう、合わせて発電も行うということを前提にこれまで3分の1の補助が本年から昨年年から2分の1の補助率に引き上げてきてそれでもやるように政策的なことが行われているんですね。だから単純に補助率が上がったからそれに飛びつくということではなく、やはり、ごみの全体量、また熱利用が本当に発電に適しているかどうか十分な検証のうえで発電等については検討いただきたい。単なる熱利用そのものはプラスチックを燃やす温度よりも低くても十分可能な熱利用ができると思いますけれどもやはり発電ということになるとカロリーを引き上げなければならないということではいつの間にやら知らぬ間にプラスチックごみが混ぜられて燃やされていると。まして、ごみ総量が減ってくれば例えば71トン計画でスタートしたとしてもですね、実際はそれが満たされなければ24時間運転が非常に難しくなってくる。24時間運転を続行しようとするれば一定の分別されたものをもう一度混ぜざるを得なくなってくるということも可能性として考えられるだけにしっかりしたスタートの段階の計画を組んでいただきたいということだけを申しあげてですね、今回初めての質問でありましてあまり要領良くまとまっていなと思いますけれども私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三鬼和昭君） これにて世古議員の一般質問を終了いたします。

閉 議

○議長（三鬼和昭君） 以上をもちまして本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会に際し、管理者から挨拶の申し出がありますので、これをお受けいたします。

管理者。

管理者の挨拶

○管理者（加藤千速君） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案いたしました案件につきましてはいずれも原案どおり可決いただき、心よりお礼を申し上げます。

また、一般質問で賜りましたご意見、ご提案は十分に尊重し、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。今後とも、地域住民の皆さまのご理解をいただきながら、安全、安心な施設整備を目指し、取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆さまには、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。寒さが一層厳しくなる折でもあります。議員の皆さまにおかれましては、ご自愛いただき、良い年をお迎えいただきますとともに、迎える年が東紀州地域住民の皆さまにとりまして明るく輝かしい一年でありますよう心から祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会

○議長（三鬼和昭君） これで令和3年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を閉会いたします。皆さまご苦労さまでございました。

午前 11時17分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 三 鬼 和 昭

署名議員 岡 村 哲 雄

署名議員 世 古 正